

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年静岡県条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書の様式)

第2条 法第7条第1項（法第24条第2項又は第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の身分を示す証明書は、様式第1号による立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書によるものとする。

(住民への周知の措置を講じたことを証する書類)

第3条 省令第7条第1項第11号又は第2項第9号の書類は、様式第2号による住民周知措置実施報告書によるものとする。

(工事の安全性を確かめるために必要な書類)

第4条 省令第7条第1項第12号又は第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土をしようとする土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 盛土又は切土をしようとする土地の求積図
- (3) 工程表
- (4) 防災計画平面図
- (5) 防災施設構造図
- (6) 防災施設構造計算書
- (7) 排水施設流量計算書
- (8) 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事主が個人であるときは直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、法人であるときは直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 様式第3号による信用に関する申告書
- (11) 様式第4号による工事施行者の能力を証する書類
- (12) 工事施行者が個人であるときは住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類、法人であるときは登記事項証明書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 省令第7条第2項第10号又は第63条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土石の堆積を行おうとする土地の登記事項証明書及び公図の写し

- (2) 土石の堆積を行おうとする土地の求積図
- (3) 工程表
- (4) 排水施設流量計算書
- (5) 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の土石の堆積に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類
- (6) 工事主が個人であるときは直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、法人であるときは直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (7) 様式第3号による信用に関する申告書
- (8) 様式第4号による工事施行者の能力を証する書類
- (9) 工事施行者が個人であるときは住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類、法人であるときは登記事項証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(技術的基準の特例)

第5条 政令第20条第1項の災害の防止上支障がないと認められる土地においては、次に掲げる工法による措置をもって政令第8条の規定による擁壁又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えることができる。

- (1) 石積み工
- (2) 編^{しがら}柵工、筋工又は積苗工
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める工法

2 前項の規定は、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事について準用する。

3 政令第20条第2項（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、別表のとおりとする。

（軽微な変更の届出の様式等）

第6条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、様式第5号による軽微な変更の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第38条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる変更にあつては、その事実を証する書類
- (2) 省令第38条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる変更にあつては、変更後の工程表
(完了検査の申請の添付書類)

第7条 法第17条第1項又は第36条第1項の規定による申請は、省令第40条又は第70条の完了検査申請書に、盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

（確認の申請の添付書類）

第8条 法第17条第4項又は第36条第4項の規定による申請は、省令第43条又は第73条の確認申請書に、土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

（中間検査の申請の添付書類）

第9条 法第15条第2項又は第34条第2項の規定により法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたも

のとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（市町（静岡市及び浜松市を除く。）の長による都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けたものに限る。）に係る法第18条第1項又は第37条第1項の規定による申請は、省令第46条又は第76条の中間検査申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面に相当する図面
- (2) 省令第46条又は第76条の平面図
- (3) 第4条第1項第3号及び第7号に掲げる書類に相当する書類
(定期報告の様式等)

第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、様式第6号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況を明らかにする写真
- (3) 報告に係る期間中に盛土に用いた土石の性質を明らかにする写真
- (4) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況を明らかにする写真

2 土石の堆積に関する工事に係る法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、様式第7号による土石の堆積に関する工事の定期報告書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況を明らかにする写真
(定期報告の期限等)

第11条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、毎年、次の表の左欄に掲げる時点における状況について、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに行うものとする。

1 月末日	2 月末日
4 月末日	5 月末日
7 月末日	8 月末日
10月末日	11月末日

(規制区域の指定の際行われている宅地造成等に関する工事の届出の添付書類)

第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出は、省令第52条第1項又は第82条第1項の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる土地の断面図
- (2) 省令第52条第2項の表に掲げる図面
- (3) 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

2 土石の堆積に関する工事に係る法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出は、省令第52条第3項又は第82条第2項の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第2項第1号の表に掲げる土地の断面図
- (2) 省令第52条第4項の表に掲げる図面

- (3) 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
(擁壁等に関する工事の届出の添付書類)

第13条 法第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出は、省令第55条又は第85条の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 位置図
(2) 除却の工事を行おうとする箇所の写真
(3) 除却後の措置に関する計画書
(公共施設用地の転用の届出の添付書類)

第14条 法第21条第4項又は第40条第4項の規定による届出は、省令第56条又は第86条の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 位置図
(2) 転用した土地の写真
(省令第88条に規定する適合証明書の交付の請求)

第15条 省令第88条の規定による請求は、様式第8号による宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条に規定する適合証明書交付請求書により行うものとする。

(工事の着手届の様式等)

第16条 条例第4条の規定による届出は、様式第9号による工事の着手届出書に、法第49条の規定による標識の掲示の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

(届出事項の変更届の様式等)

第17条 条例第5条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる届出書に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して行うものとする。

法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）に係る事項の変更	様式第10号による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書
法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出（土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）に係る事項の変更	様式第11号による土石の堆積に関する工事の変更届出書
法第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出に係る事項の変更	様式第12号による擁壁等に関する工事の変更届出書

(工事の完了届の様式等)

第18条 条例第6条の規定による届出は、様式第13号による工事の完了届出書に、工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

(工事の廃止届等の様式等)

第19条 条例第7条第1項の規定による届出は、様式第14号による工事の廃止等届出書により行うものとする。

2 工事の廃止又は休止に係る前項の届出書には、安全上の措置を講じたことを明らかにする写真を添付す

るものとする。

3 条例第7条第3項の承認の申請は、様式第15号による安全上の措置に関する承認申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 安全上の措置に関する計画書
- (2) 廃止し、又は休止しようとする工事が行われている土地の状況を明らかにする写真
(地位の承継の届出の様式等)

第20条 条例第8条の規定による届出は、様式第16号による地位の承継届出書に、承継の事実を証する書類を添付して行うものとする。

(地位の承継の承認の申請の様式等)

第21条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る条例第9条の承認の申請は、様式第17号による地位の承継の承認申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 承認を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (2) 承認を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - ア 登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (3) 省令第7条第1項第9号の資金計画書
- (4) 省令第7条第1項第10号の書類
- (5) 第4条第1項第8号から第10号までに掲げる書類
- (6) 条例第9条の権原を取得した事実を証する書類

2 土石の堆積に関する工事に係る条例第9条の承認の申請は、様式第17号による地位の承継の承認申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 承認を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (2) 承認を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - ア 登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (3) 省令第7条第2項第7号の資金計画書
- (4) 省令第7条第2項第8号の書類
- (5) 第4条第2項第5号から第7号までに掲げる書類
- (6) 条例第9条の権原を取得した事実を証する書類
(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、法、政令、省令及び条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

（法面の形状）

- 1 高さが 5 メートル以上である盛土又は切土には、当該盛土又は切土の高さ 5 メートルごとに幅 1.5 メートル以上の小段を設けること。
- 2 盛土と切土とを同時にする場合においては、高さが 5 メートル以上である盛土及び切土には、当該盛土及び切土の高さ 5 メートルごとに幅 1.5 メートル以上の小段を設けること。
- 3 盛土に小段を設ける場合においては、排水溝を設置すること。ただし、他の措置を講じ、適切に地表水を排水できると知事が認める場合は、この限りでない。

（盛土の高さ及び法面の勾配）

- 4 盛土の高さ及び法面の勾配は、土石の性質等に応じて適切に設定され、安全性が確かめられたものであること。

（大規模な盛土の安全性）

- 5 次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合においては、盛土の安全性の確認に必要な調査及び試験を行い、その結果に基づく安定計算を行うことにより、自重及び地震力により当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を下回ることを確かめること。
 - (1) 盛土をする土地の面積が 3,000 平方メートル以上であり、かつ、当該盛土することにより当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、当該盛土の内部に地下水が浸入することが想定されるもの
 - (2) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ、当該盛土の高さが 5 メートル以上となるもの
 - (3) 盛土の高さが 15 メートルを超えるもの

（盛土をする前の地盤対策）

- 6 盛土をする場合においては、盛土をする土地の地盤の沈下又はその周辺の土地の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

- 7 高さが 5 メートルを超える擁壁又は第 5 項各号に掲げる盛土若しくは高さが 15 メートルを超える切土に設置する擁壁については、政令第 8 条第 1 項第 2 号（政令第 30 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものであること。
 - (1) 土圧、水圧、自重及び地震力（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
 - (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
 - (3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
 - (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

（特殊の材料又は構法による擁壁）

8 高さが5メートルを超える擁壁又は第5項各号に掲げる盛土若しくは高さが15メートルを超える切土に設置する擁壁が、政令第17条（政令第30条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する擁壁である場合においては、地震力によって安全性が損なわれないものとする。

（任意に設置する擁壁の構造）

9 高さが2メートル以下の擁壁（政令第8条第1項第1号（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定により設置されるものを除く。）は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造若しくは間知石練積み造その他の練積み造の擁壁又は政令第17条に規定する擁壁とすること。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるときは、この限りでない。

（排水処理）

10 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域外に水を放流する場合においては、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の排水を有効かつ適切に排出することができるように、放流先の管理者と協議し、その同意を得た上で、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の排水施設を下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続すること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域において一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設を設置することを妨げない。

（工事中の防災措置）

11 宅地造成等に関する工事を行う場合においては、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域外に土砂が流出しないように、土砂の流出を防止するための施設を設置すること。

様式第 1 号（第 2 条関係）

（第 1 面）

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職	名	写 真	
氏	名		
生年月日	年 月 日生		
年 月 日交付			
年 月 日限り有効			
印			

（第 2 面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考） 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第 2 号（第 3 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

住民周知措置実施報告書

工 事 を 行 う 土地の所在地及び地番	
実 施 日 時 （ 期 間 ）	
実 施 内 容	☐住民説明会 開催場所：説明者： 開催を周知した範囲：参加人数： ☐書面配布 配布範囲：配布世帯数： ☐掲示及びウェブページの公開 掲示場所： URL：
備 考	

- （注） 1 「実施内容」欄は、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 住民説明会により実施した場合は、説明に使用した資料及び議事録を添付すること。2 回以上実施した場合にあっては、報告書は説明会ごとに作成すること。
- 3 書面配布により実施した場合は、配布した資料を添付すること。
- 4 掲示及びウェブページの公開により実施した場合は、掲示をした資料及び掲示の状況が確認できる写真並びに公開したウェブページを印刷したものを添付すること。

様式第3号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

信用に関する申告書

土地の所在地及び地番	
工事の目的	

項目		チェック欄
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない。	☐
2	法人であって、その役員のうちに暴力団員等に該当する者がいない。	☐
3	暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しない。	☐
4	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない。	☐
5	宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しない。	☐
6	法その他の土地の形質変更若しくは土石の堆積を規制する法令又はこれらの法令に基づく処分に違反した日から5年を経過しない者に該当しない。	☐
7		

- （注） 1 1 欄から 6 欄までは、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 7 欄は、次のいずれかに該当する場合にその詳細を記入をすること。
- (1) 6 欄にレ印を記入しない場合
- (2) 法その他の土地の形質変更若しくは土石の堆積を規制する法令に基づく指導を受け、現在対応を求められ、又は対応している場合
- 3 この様式に記入した個人情報については、他の行政機関への照会に使用することがある。

申告者の信用に係る各項目について、上記のとおり申告します。

年 月 日

住所
申告者
氏名

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

様式第4号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

工事施行者の能力を証する書類

[illegible]

- (注) 1 工事施行者が法人であるときは、「工事施行者住所氏名」欄には、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「工事施行者の概要」の各欄に該当がないときは、「該当なし」と記入すること。
- 3 「法令による登録等」欄には、建設業法による建設業の許可等について記入し、当該許可証等の写しを添付すること。

様式第 5 号（第 6 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

軽微な変更の届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第 2 項
第35条第 2 項 の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		
土地の所在地及び地番		
変更項目	☐ （工事主・設計者・工事施行者）の（氏名・名称・住所・主たる事務所の所在地） ☐ 工事期間（着手予定年月日・完了予定年月日）	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

- （注） 1 不要な文字は、抹消すること。
2 「変更項目」欄は、該当する□にレ印を記入し、該当する項目を○で囲むこと。

様式第 6 号（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

報告者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 第19条第 1 項
第38条第 1 項 の規定により、次のとおり報告します。

1 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号					
2 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番					
3 前 回 の 報 告 年 月 日					
報 告 事 項			許 可 時 の 計 画	今 回 の 報 告 回 第	前 回 の 報 告
報告の時点の工事の実施の状況	盛 土	4 高 さ	m	m	m
		5 面 積	m ²	m ²	m ²
		6 土 量	m ³	m ³	m ³
	切 土	7 高 さ	m	m	m
		8 面 積	m ²	m ²	m ²
		9 土 量	m ³	m ³	m ³

報 告 事 項		施 設 又 は 工 種	施 行 状 況			
			未設置	施行中	設置済	撤去済
報 告 の 時 点 の 工 事 の 実 施 の 状 況	10 擁壁等に関する 工事の施行状況	☐ 擁壁	☐	☐	☐	
		☐ 崖面崩壊防止施設	☐	☐	☐	
		☐ 排水施設	☐	☐	☐	
		☐ 地滑り抑止ぐい	☐	☐	☐	
		☐ グラウンドアンカー	☐	☐	☐	
		☐ その他（ ）	☐	☐	☐	
	11 災害の防止のため 必要な措置の状況	☐ 仮設防災調整池	☐	☐	☐	☐
		☐ 防災ダム	☐	☐	☐	☐
		☐ 沈砂池	☐	☐	☐	☐
		☐ 仮排水路	☐	☐	☐	☐
		☐ 法面保護工	☐	☐	☐	☐
		☐ その他（ ）	☐	☐	☐	☐
12 報告に係る期間中に用いた土石		別紙のとおり				
備 考						

（注） 1 不要な文字は、抹消すること。

2 10欄及び11欄は、該当する「施設又は工種」の□にレ印を記入した上で、「施行状況」の該当する□にレ印を記入すること。

別紙（用紙 日本産業規格A 4 横型）

報告に係る期間中に用いた土石

番号	土 石 の 性 質	土 石 の 数 量	発 生 場 所 の 情 報		
1	☐ 粒度の良い砂 ☐ 礫及び細粒分混じり礫 ☐ 粒度の悪い砂 ☐ 岩塊 ☐ 砂質土、硬い粘質土 ☐ その他 （火山灰質粘性土、特殊土壌など）	m ³	発生場所	所在地及び地番	
				名 称	
			管 理 者	住 所	
				氏 名	
2	☐ 粒度の良い砂 ☐ 礫及び細粒分混じり礫 ☐ 粒度の悪い砂 ☐ 岩塊 ☐ 砂質土、硬い粘質土 ☐ その他 （火山灰質粘性土、特殊土壌など）	m ³	発生場所	所在地及び地番	
				名 称	
			管 理 者	住 所	
				氏 名	
3	☐ 粒度の良い砂 ☐ 礫及び細粒分混じり礫 ☐ 粒度の悪い砂 ☐ 岩塊 ☐ 砂質土、硬い粘質土 ☐ その他 （火山灰質粘性土、特殊土壌など）	m ³	発生場所	所在地及び地番	
				名 称	
			管 理 者	住 所	
				氏 名	
4	☐ 粒度の良い砂 ☐ 礫及び細粒分混じり礫 ☐ 粒度の悪い砂 ☐ 岩塊 ☐ 砂質土、硬い粘質土 ☐ その他 （火山灰質粘性土、特殊土壌など）	m ³	発生場所	所在地及び地番	
				名 称	
			管 理 者	住 所	
				氏 名	
5	☐ 粒度の良い砂 ☐ 礫及び細粒分混じり礫 ☐ 粒度の悪い砂 ☐ 岩塊 ☐ 砂質土、硬い粘質土 ☐ その他 （火山灰質粘性土、特殊土壌など）	m ³	発生場所	所在地及び地番	
				名 称	
			管 理 者	住 所	
				氏 名	

（注） 1 「土石の性質」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

2 「発生場所の情報」欄の「発生場所」の「名称」には、当該発生場所が工事現場であるときは、当該工事の発注者及び名称を記入すること。

3 管理者が法人であるときは、「発生場所の情報」欄の「管理者」の「氏名」には、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第 7 号（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

報告者 住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 第19条第 1 項
第38条第 1 項 の規定により、次のとおり報告します。

1 許可年月日及び許可番号						
2 土地の所在地及び地番						
3 前回の報告年月日						
報告事項		許可時の計画 (上限)	今回の報告 第	前回の報告		
報告の 時点の 工事の 実施の 状況	4 高さ	m	m	m		
	5 面積	m ²	m ²	m ²		
	6 土量	m ³	m ³	m ³		
	7 災害の防止のため 必要な措置の状況	施設又は工種	施行状況			
			未設置	施行中	設置済	撤去済
		☐ 排水施設	☐	☐	☐	☐
		☐ 構台	☐	☐	☐	☐
		☐ 鋼矢板・擁壁	☐	☐	☐	☐
☐ 防水性のシート等による保護	☐	☐	☐	☐		
☐ その他 ()	☐	☐	☐	☐		
8 報告に係る期間中の土石の土量		新たに堆積された土石の土量		新たに除却された土石の土量		
		m ³		m ³		
備考						

- (注) 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 7 欄は、該当する「施設又は工種」の□にレ印を記入した上で、「施行状況」の該当する□にレ印を記入すること。

様式第 8 号（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条に規定する適合証明書交付請求書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

請求者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の事項を証する書面の交付を請求します。

証 明 事 項	分 類	☐ 法第12条第 1 項 ☐ 法第16条第 1 項 ☐ 法第30条第 1 項 ☐ 法第35条第 1 項 の規定に適合していること。
	許 可 を 受 け た 者 の 氏 名	
	許 可 を 受 け た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
	許 可 を 受 け た 年 月 日 及 び 番 号	
請 求 者 連 絡 先		
備 考		

- (注) 1 「分類」欄は、該当する□にレ印を記入すること。
2 許可を受けた者が法人であるときは、「許可を受けた者の氏名」欄には、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第 9 号（第16条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

工事の着手届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
着 手 年 月 日	
現 場 管 理 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	

（注） 工事施行者が法人であるときは、「工事施行者住所氏名」欄には、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第10号（第17条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分		変 更 前	変 更 後
工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
工 事 を し て い る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番			
工 事 を し て い る 土 地 の 面 積		m ²	
盛 土 の タ イ プ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
盛 土 又 は 切 土 の 高 さ		m	
盛 土 又 は 切 土 を す る 土 地 の 面 積		m ²	
盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛 土	m ³	
	切 土	m ³	
工 事 完 了 予 定 年 月 日			
変 更 の 理 由			
当 初 届 出 年 月 日			

- (注) 1 工事施行者が法人であるときは、「工事施行者住所氏名」欄には、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「盛土のタイプ」欄は、該当する盛土のタイプを○で囲むこと（複数選択可）。
- 3 「変更後」欄は、「盛土のタイプ」を除き、変更のない項目は、「同左」と記入すること。

様式第11号（第17条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分	変 更 前	変 更 後
工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
工 事 を し て い る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番		
工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	m ²	
土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 高 さ	m	
土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面 積	m ²	
土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量	m ³	
工 事 完 了 予 定 年 月 日		
変 更 の 理 由		
当 初 届 出 年 月 日		

- （注） 1 工事施行者が法人であるときは、「工事施行者住所氏名」欄には、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「変更後」欄は、変更のない項目は、「同左」と記入すること。

様式第12号（第17条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

擁壁等に関する工事の変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分	変 更 前	変 更 後
工 事 が 行 わ れ る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番		
行 お う と す る 工 事 の 種 類 及 び 内 容		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		
工 事 完 了 予 定 年 月 日		
変 更 の 理 由		
当 初 届 出 年 月 日		

（注） 「変更後」欄は、変更のない項目は、「同左」と記入すること。

様式第13号（第18条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

工事の完了届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

当 初 届 出 年 月 日	
土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
工 事 完 了 年 月 日	
備 考	

（注） 工事施行者が法人であるときは、「工事施行者住所氏名」欄には、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第14号（第19条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

工事の廃止等届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号 又は当初届出年月日	
土地の所在地及び地番	
届 出 事 項	☐ 廃 止 ☐ 休 止 ☐ 再 開
廃 止 等 年 月 日 (休止しようとする期間)	(休 止 期 間)
理 由	

(注) 「届出事項」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

様式第15号（第19条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

安全上の措置に関する承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第7条第3項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号 又は当初届出年月日	
土地の所在地及び地番	
届 出 事 項	☐ 廃 止 ☐ 休 止
廃止等予定年月日 (休止しようとする期間)	(休 止 期 間)
理 由	

(注) 「届出事項」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

地位の承継届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第8条後段の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	
土地の所在地及び地番	
被承継人住所氏名 （法人役員住所氏名）	（ ）
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	

（注） 被承継人が法人であるときは、「被承継人住所氏名」欄には、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

地位の承継の承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第9条の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	
土地の所在地及び地番	
被承継人住所氏名 （法人役員住所氏名）	（ ）
承 継 の 理 由	
権原を取得した年月日	

（注） 被承継人が法人であるときは、「被承継人住所氏名」欄には、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。